

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円 （消費税込）

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) (※1) 円 （消費税込）

見積金額(被災者負担分) 円 （消費税込）

工事名称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備考
①	円	円	
②	円	円	
③	円	円	
④	円	円	
⑤	円	円	
⑥	円	円	
合 計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 739,000円の範囲内
準半壊の場合： 358,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

焼津市長 様

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、「被災した住宅の応急修理（4条1項6号）に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」（令和3年6月）を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書（様式3号）で申請を受けるのか、又は当該修理見積書（様式第3号（修理事業者が普段使用している様式を添付する場合））の様式で申請を受けるのかを選択して使用すること。（いずれかの様式を選んで利用して差し支えない。）

様式第3号（修理事業者が普段使用している様式を添付する場合）

修 理 見 積 書

（ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円（消費税込）

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円（消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
（工事内訳は、修理事業者が普段使用している様式を添付すれば良い）

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 739,000円の範囲内

準半壊の場合： 358,000円の範囲内

※2 修理事業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理事業者指定の様式で可。）すること。

修理事業者は内訳（見積もり）の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

焼津市長 様

（※修理事業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 1,650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 739,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 911,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は165万円だが、
限度額73.9万円を超えることから、73.9万円を記

工事名称	金 額 (消費税込)	応急修理対象分 (消費税込)（※2）	備考
① 屋根工事（ルーフィング、瓦交換）	750,000 円	739,000 円	
② 仮設足場	200,000 円	— 円	
③ 天井工事（天板、壁紙）	150,000 円	— 円	
④ 窓工事（サッシ交換）	200,000 円	— 円	
⑤ 床工事（床下断熱・下地板、床板交換）	350,000 円	— 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	1,650,000 円	739,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

739,000円の範囲内

準半壊の場合：

358,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に
ついての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

焼津市長 様

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	* * * - * * * - * * * *
代表者名	○ ○ ○ ○

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	○ ○ ○ ○

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 700,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 358,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 342,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は70万円だが、限度額35.8万円を超えることから、35.8万円を記載

工事名称	金額 (消費税込)	応急修理対象分 (消費税込)（※2）	備考
① 屋根工事（瓦交換）	400,000 円	358,000 円	
② 仮設足場	150,000 円	— 円	
③ 窓工事（サッシ交換）	150,000 円	— 円	
④	円	— 円	
⑤	0 円	— 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	700,000 円	358,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

739,000円の範囲内

準半壊の場合：

358,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に

ついての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

焼津市長 様

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	* * * - * * * - * * * *
代表者名	○ ○ ○ ○

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	○ ○ ○ ○

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名